

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社 魚 喜と称する。

2. 英文では、UOKI CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鮮魚、貝類、塩干物の加工および販売
2. 寿司、米飯の製造および販売
3. 惣菜食品の製造および販売
4. 水産物の輸入、卸売りおよび販売
5. 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品の輸入、卸売りおよび販売
6. 日用品雑貨および家庭用雑貨の販売
7. 飲食店の経営
8. 不動産の賃貸および管理業務
9. 前各号に掲げる事業の経営指導および業務受託
10. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を、神奈川県藤沢市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、5,200,000 株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2. 前項にかかわらず必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。

- 2. 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 3. 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。
代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(議決権の代理行使)

第15条 当会社の株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

この場合、株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録にこれを記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を若干名選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各々若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって

行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、

議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当会社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するもの

とする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(期末配当金)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以 上

附 則

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役であったものの損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。